

## 太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務 企画提案募集要領

この要領は、太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 第1 募集事項

1 案件名 太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務

2 事業目的

再エネ需要者（県民、事業者等）や事業者への意見聴取により、本県における再エネ導入の支障等を抽出した後、国の再エネ施策の方向性や全国の好事例など調査の上、目標達成に必要な定量的分析に基づき、本県における効果的な再エネ推進施策を提案する。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

4 業務内容

別紙「太陽光発電設備導入推進に向けた調査・検討業務仕様書」のとおり

### 第2 事業費（委託上限額）

金10,967,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

### 第3 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- 2 宮城県内に活動の拠点（本社又は営業所等）を有していること。
- 3 この事業の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和2年4月1日施行）に掲げる資格制限要件に該当する者でないこと。
- 4 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 5 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- 6 当該業務の円滑な履行ができる体制が整備できること。
- 7 上記（1）から（6）までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記（1）から（5）までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

### 第4 スケジュール

1 企画提案募集開始

令和5年4月12日（水）

- |   |                      |                   |
|---|----------------------|-------------------|
| 2 | 企画提案書作成等に関する質問受付期限   | 令和5年4月19日(水) 午後5時 |
| 3 | 企画提案書作成等に関する質問への回答期限 | 令和5年4月21日(金)      |
| 4 | 企画提案書の提出期限           | 令和5年5月11日(木) 午後5時 |
| 5 | 審査(書類審査)             | 令和5年5月12日(金)      |
| 6 | 一次審査の結果通知、二次審査の案内    | 令和5年5月12日(金)      |
| 7 | プレゼンテーション審査          | 令和5年5月16日(火)      |
| 8 | 選考結果の通知              | 令和5年5月17日(水)      |
- ※ 一次審査は、原則として応募者が5者を超えた場合のみ実施する。
- ※ スケジュールは、発注者の都合により変更される場合がある。

## 第5 応募手続

### 1 企画提案書作成等に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期限 令和5年4月19日(水) 午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

イ 指定様式(様式第3号)を用いて、電子メールにより提出すること。

ロ 電子メールアドレスは、次のとおりとする。

saiseis@pref.miyagi.lg.jp

(宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班)

ハ 電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、宮城県のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

また、質問の内容によっては回答しないこともある。

### 2 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

イ 企画提案参加申込書(様式第1号) 1部

ロ 宣誓書(様式第2号) 1部

ハ 企画提案書(任意様式) 7部及び電子媒体1部

企画提案書はA4版、片面印刷(カラー印刷可)とし、表紙及び目次を除き30ページ以内(参考資料等の添付資料を含む)とする。

(2) 企画提案書の構成

別紙「企画提案書の構成について」のとおりとする。

(3) 提出期限 令和5年5月11日(木) 午後5時まで(必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送とする。

(5) 提出先 〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室再エネ・省エネ推進班

(宮城県庁行政庁舎13階)

## 第6 業務委託候補者の決定

### 1 審査内容

#### (1) 一次審査（書類審査）

イ 実施日 令和5年5月12日（金）

ロ 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、下記2の審査項目及び配点に基づいて審査し、審査の結果、提案者の中から上位5者を選定する。

ハ 一次審査結果の通知

審査終了後、速やかに全ての提案者に審査結果を電子メールで通知する。

#### (2) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和5年5月16日（火）

ロ 審査の実施方法

(イ) 出席者は1提案につき3名以内とする。

(ロ) 1提案者あたりの持ち時間は、30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、県が指示した時間から順次、個別に行うものとする。

(ハ) 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

(ニ) プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(ホ) 社会情勢等により参集が困難となった場合は、書面審査又はその他の形式により選定を行う。なお、この場合、実施方法については別途通知する。

(ヘ) 審査結果については、所定の手続きを経た後、プレゼンテーション審査に出席した提案者に文書で通知する。

ハ 評価・選定方法

県が設置する選定委員会において、下記2の審査項目及び配点に基づき、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、満点の6割以上である企画提案を行った提案者のうち、最高点をつけた委員が最も多い提案者を業務委託候補者として選定する。また、最高点をつけた委員数が最も多い提案者が複数いる場合は、選定委員会において協議の上で業務委託候補者を選定する。企画提案者が1者のみの場合は、総得点が満点の6割以上となった場合のみ、業務委託候補者として選定する。

## 2 審査項目及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

審査項目 ※ 別紙「企画提案書の構成について」の構成に沿って、以下のとおり審査を実施する。		配点	
		一次 審査	プレゼン テーション 審査
目標を達成する上での課題分析及び解決に向けた業務実施の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦略の目標を適切に確認できているか。</li> <li>・本県の実情を踏まえた課題抽出となっているか。</li> <li>・課題解決が期待される「業務実施の方向性」が提案されているか。</li> </ul>	30	30
課題解決策例の提案	抽出した課題や「業務実施の方向性」を捉えながら、他県等の好事例も参考にした、適切な課題解決策例が提案されているか。	10	10
	「企画提案に求める視点」を踏まえ、業務の成果を高めることが期待できる独自提案がなされているか。	20	20
推進施策案検討の体制・進め方	推進施策案検討の体制・進め方について、十分な業務成果を期待できる構成となっているか。	15	15
業務の全体計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な業務実施が可能なスケジュールとなっているか。</li> <li>・検討体制等の進捗などへの対応も見込んだ業務計画となっているか。</li> </ul>	15	15
見 積	概算見積は、算出根拠が明解で適切なものとなっているか。	10	10
合 計		100	100

## 3 選考結果の公表

プレゼンテーション審査の終了後、全ての提案者の名称及び評価点等を公表する。ただし、選定された業務委託候補者以外は、個別の評価点が特定できないよう配慮する。

## 第7 失格事由

1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。

- (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
- (2) 本募集要領等に従っていない場合
- (3) 同一の応募者が二つ以上の企画提案書を提出した場合

- (4) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
- (5) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合

## 2 その他

- (1) 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等の再提出は認めない。
- (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求められることがある。

## 第8 その他必要な事項

### 1 契約に関する条件等

#### (1) 成果物の利用

本業務による成果品の著作権は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、必要に応じて二次的な利用も可能なように対応すること。

なお、やむを得ず第三者に著作権が帰属する場合は、本業務における利用に関し、県が無償かつ無制限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得ること。

#### (2) 成果物の権利等

イ 成果物は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。

ロ 成果物について、県に対し受注者は著作者人格権の行使を行わないものとする。

#### (3) 機密の保持

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

#### (4) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

## 2 その他

#### (1) 企画提案書の取り扱い

提出された提案書は、原則として返却しない。

#### (2) 提出後の変更

提出された書類は、原則として、提出後の差し替え、変更及び取り消しは認めない。

#### (3) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。

#### (4) 本業務により得られた成果は、全て県に帰属するものとする。

#### (5) 提案者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、本公募型プロポー

ザル方式による実施を延期または取り止めることがある。

- (6) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者で協議の上、決定する。また、業務委託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。
- (7) 提出された企画提案書等は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

## 第9 問い合わせ先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室（再エネ・省エネ推進班）

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話022-211-2655

## 企画提案書の構成について

企画提案書は以下の項目順に作成すること。

なお、企画提案書の枚数はA4版片面印刷（カラー印刷可）とし、表紙及び目次を除き30ページ以内とする。作成方法については、文字サイズ10.5ポイント以上、ファイル形式はMicrosoft Word、Excel、PowerPoint形式及びPDFファイルの限りとする。

※ 仕様書に掲げる業務の目的を達成するために、より効果的な取組等を提案する場合は、必要な項目を網羅する場合に限り、以下の構成によらず企画提案書を作成し、提案することを妨げない。

## 1 表紙

法人名、住所、担当者名（所属、職、氏名）、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載すること。

## 2 目次

## 3 みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略に掲げる目標の確認

## 4 目標を達成する上での課題分析及び解決に向けた業務実施の方向性

本県における再エネ導入の現状（当県及び全国の状況、太陽光を巡る状況の分析等）や課題（現状と目標のギャップ等）を適切に分析し、課題解決に向けた業務実施の方向性の概略を示すとともに、以降の提案内容に反映すること。

## 5 課題解決策例の提案

下記「企画提案に求める視点」を踏まえながら、再エネ導入に向けた課題解決策例<sup>\*</sup>など提案する。

※課題解決策は、委託業務の中で行う調査や検討等を踏まえてとりまとめを行うが、「想定される課題解決策例」を含めた企画提案書とすることで、提案者の再生可能エネルギーの導入等に係る知見・企画力をはかるもの。

企画提案に求める視点

## ① 需要者のメリットを意識した施策提案

再エネ導入をためらう県民・事業者に対し、コストメリット（電気料金や初期費用・維持費用の軽減等）や、企業競争力の強化（脱炭素化によるサプライチェーンへの参入等）など、再エネ導入による明確なメリットを提示できる施策の提案を期待する。

## ② 多様な知見を反映できる実施体制及び検討体制

業務の実施体制や検討会議において、需要者や再エネ関連事業者、再エネ施策の実施・評価の知見を有する事業者や地域の実情を把握している事業者等を巻き込みながら、多様な視点から、既存の枠組みに捉われず議論が行われる体制による提案を期待する。

## ③ 行政コストの最適化

補助金など経済的便益をもたらす手法に限らず、事業者のアイデアや資金を活用する案や、規制的手法など、コスト負担を低減しながら最大限の効果が期待できる様々な手法の提案を期待する。

### 【推進施策の提案イメージ】

- 需要者（企業等）と遊休農地や沿岸部等の未利用地とのマッチングによる県内企業の脱炭素化・競争力の強化
- 公共施設・公有地、公共交通施設等への導入
- 住宅や事業所等の屋根への導入促進・自家消費促進（電力料金の負担軽減）
- 金融機関との連携による再エネ導入負担軽減や、再エネ導入を通じた企業価値の創出
- 大規模施設や工場、住宅への再エネ導入義務化（必要性の検討）

### 6 推進施策案検討の体制・進め方

- （1）検討体制の構成案（参加者想定、実施内容、追加個別ヒアリング想定など）
- （2）他自治体の好事例等の調査
- （3）推進施策案の効果算定

### 7 業務の全体計画

- （1）業務の実施体制
- （2）業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- （3）業務実施のスケジュール

### 8 概算見積

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。